

令和6年4月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日時：令和6年4月9日（火）午前9時00分

場所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 四万十町子ども・子育て会議委員の変更について
 - ② 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
 - ③ 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第 1 号

専決処分の承認について

米奥小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 4 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

米奥小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第13条第3項に基づく米奥小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する。

変更前 委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	津野 幸春	●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	宮崎 富巳	●●●●●
(4) 学校関係者	中越 あかね	米奥 149

変更前 アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
内田 純一	高知大学教育学部教授	●●●●●

変更後 委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	政岡 竜二	●●●●●
(4) 学校関係者	北添 忠	米奥 149

任期 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

変更後 アドバイザー

後任は選任しない。

【専決処分を行った理由】

令和6年4月1日付けの人事異動及び学校長からの委員の退任の連絡・推薦に基づき、同日から委員を変更するため。

参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋
(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者(以下「アドバイザー」という。)を委嘱することができる。

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年4月1日現在

選出区分	氏名	備考
(1) 対象学校の所在する地域住民	村上 智之	●●●●●
	政岡 竜二	●●●●●
	吉田 健一	●●●●●
	寺川 典男	●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	大崎 弘和	●●●●●
	武田 貴彦	●●●●●
	竹内 恒陽	●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	岡本 美子	●●●●●
(4) 学校関係者	北添 忠	米奥149
(5) 学識経験を有する者	岡本 則子	●●●●●
	森 雅順	●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏名	勤務先・職名	住所
門田 雅人	元米奥小学校長	●●●●●

任期 : 令和5年 4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年 4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (政岡 竜二、北添 忠)

承認第 2 号

専決処分の承認について

仁井田小学校、七里小学校、十川小学校、窪川中学校及び十川中学校学校運営協議会委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 4 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

仁井田小学校、七里小学校、十川小学校、窪川中学校及び十川中学校学校運営協議会委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく仁井田小学校、七里小学校、十川小学校、窪川中学校及び十川中学校学校運営協議会委員（区分：（4）学校関係者）を次のとおり変更し任命する。

	変更前	変更後	備 考
仁井田小学校学校運営協議会	久保田 徳雄	森田 麻里	仁井田 1920
七里小学校学校運営協議会	川添 節子	吉岡 栄作	七里甲 1214
十川小学校学校運営協議会	徳弘 茂生	久保田 隆一	十和川口 505-1
窪川中学校学校運営協議会	黒岩 範久	中内 朋子	香月が丘 8-18
十川中学校学校運営協議会	武田 博文	岩井 崇通	十和川口 484

任期 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

令和6年4月1日付けの人事異動により、新たな学校長が着任したことに伴い、学校長を選任していた委員（区分（4）学校関係者）について、同日付けで変更し任命するため。

